

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	25
許認可等の種類	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受ける権利の裁定			
根拠法令条例等・条項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第4条、第14条			
許認可等の概要	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利の裁定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第3条 戦没者の遺族には、特別弔慰金を支給する。但し、死亡した者の死亡に関し、一定の基準日において、当該戦没者等の遺族が恩給法第75条第1項第2号に規定する扶助料、遺族援護法第23条第1項第1号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給付金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合はこの限りではない。 戦没者の遺族とは：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第2条第1項及び第2項に規定 特別弔慰金を受ける順位：同法第2条第3項、第2条の2及び第2条の3に規定 特別弔慰金を受ける権利の受継：同法第7条に規程 時効について：同法第8条に規定</p> <p>なお、詳細については、『特別弔慰金・特別給付金支給法の解説』(平成16年3月18日発行厚生労働省社会・援護局援護課発行)により審査している。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法律の改正ごと(5年毎)に請求書が、短期間に集中して提出されるため。) 経由機関：市町村</p>			
期間の制定根拠	—			